

令和7年9月定例会 総務県民生活委員会の概要

日時 令和7年10月8日（水） 開会 午前10時 1分
閉会 午前11時33分

場所 第3委員会室

出席委員 阿左美健司委員長
東山徹副委員長
木下博信委員、藤井健志委員、逢澤圭一郎委員、武内政文委員、梅澤佳一委員、
町田皇介委員、深谷顕史委員、岡村ゆり子委員、城下のり子委員

欠席委員 なし

説明者 [総務部関係]
表久仁和総務部長、三橋亨人財政策局長、若松孝治税務局長、
小島孝文契約局長、平岩亮司人事課長、瀧澤剛職員健康支援課長、
後藤安史文書課長、水書潤学事課長、多胡一茂税務課長、
金田剛個人県民税対策課長、松金義徳管財課長、
政近邦生管財課県庁舎再整備政策幹、福田和有統計課長、
橋口純子総務事務センター所長、池田真一行政監察幹、
伊藤正経入札課長、植竹眞生入札審査課長、林大輔県営競技事務所長

鯨井素子秘書課長

金子靖警察本部施設課長

片桐徹也人事委員会事務局長、
中野純子人事委員会事務局副事務局長兼総務給与課長
林田泰明人事委員会事務局任用審査課長

[県民生活部関係]
横内ゆり県民生活部長、大熊聰県民スポーツ文化局長、
島村克己県民共生局長、渡邊和貴県民広聴課長、星野雄一広報課長、
小宮裕二共助社会づくり課長、鵜澤浩美人権・男女共同参画課長、
堀達也人権・男女共同参画課共生推進幹、川崎賢一郎文化振興課長、
安部里佳国際課長、山口将毅青少年課長、高野正規スポーツ振興課長、
柳沢伸明スポーツ振興課スポーツ施設整備推進幹、築地良和消費生活課長、
佐藤和則防犯・交通安全課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

| 議案番号 | 件 名 | 結 果 |
|-------|--|------|
| 第107号 | 法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 第110号 | 工事請負契約の変更契約の締結について（（仮称）川口北警察署庁舎新築工事） | 原案可決 |
| 第111号 | 工事請負契約の変更契約の締結について（（仮称）川口北警察署庁舎新築空調設備工事） | 原案可決 |

2 請願

なし

報告事項（県民生活部関係）

- 1 消費者被害対策の推進について
- 2 スポーツ科学拠点施設整備運営事業について

【付託議案に対する質疑（総務部関係）】

逢澤委員

- 1 第107号議案について、超過課税の対象となる法人数は何社ほどあるのか。資本金1億円超の法人と法人税額1,000万円超の法人それぞれの数字を示してほしい。
- 2 1社当たりの平均税額と超過課税で頂いているトップ5の法人の金額をそれぞれお示しいただきたい。
- 3 令和3年度から7年度の5年については、増収額が208億円、来年度からが5年間での増収額を218億円としている。令和3年度から4年度は、新型コロナウイルス感染症等があったから、経済も停滞していたのかなと思うところであるが、そういったことも勘案してのこの伸び率、比較すると5%の増収ぐらいになっているが、前回が悪かったのか、それとも今後インフレ傾向での増収というのか上振れも見込んだ金額なのか、その観点から令和8年度から12年度の増収額の考え方を教えてほしい。
- 4 第110号議案の工事請負契約であるが、庁舎新築工事の変更理由として、賃金及び物価の上昇に伴う規定の適用とあるが、今回のインフレスライドを適用する理由はどのようなものなのか教えてほしい。
- 5 第111号議案については、空調設備の変更、インフレと新たな冷媒に変更するためということであるが、新冷媒と旧冷媒の違いを教えていただければと思う。

税務課長

- 1 令和6年度実績で申し上げると、法人県民税の申告法人数全体で約160,000社あって、その内、超過課税の対象となる法人数は約12,000社で、全体に占める割合は7.5%である。内訳であるが、資本金等が1億円を超える法人については約2,700社、資本金等が1億円以下で法人税額が1,000万円を超える法人は約9,600社である。
- 2 超過課税分の1社当たりの平均税額は、こちらも令和6年度実績で申し上げると、1社当たりの平均税額は約370,000円である。さらに、課税額が多い上位5社の税額はどのくらいかということであるが、超過課税額で申し上げると、上から順に、1番目が約1億2,000万円、2番目が約7,800万円、3番目が約6,300万円、4番目が約5,400万円、5番目が約4,000万円である。なお、超過課税対象法人の半数が、税額100,000円以下となっている。
- 3 令和3年度から7年度の増収額208億円については、この間にコロナが入ってきているが、コロナ禍における実績を含めた数値が208億円という形になっている。コロナ禍においても、超過課税による税収が大きく落ち込むことはなく、単年度ベースで大体40億円で堅調に推移しているところである。なお、今後5年間の増収見込額については、令和7年度当初予算をベースに43億円になる。その金額をベースに、今後の経済成長率の見込みなどの数値を用いて試算したところである。

施設課長

- 4 インフレスライドを適用する条件として、二つある。一つが、工期が2か月以上残っていること、もう一つが発注者側の積算によるものであるが、変動後の残工事代金額と変動前の残工事金額の差額が、変動前残工事代金の100分の1、1%を超えているこ

と、この二つの条件が満たされれば、インフレスライドは適用できることとなっており、今回については、この二つの条件が満たされているので適用している。なお、具体的には、残りの工期は1年9か月残っている。また、変動後・変動前の残工事代金の差額は8,200万円であるが、100分の1であると1,978万円となるので、その金額を超えてるので、この条件はクリアしているということで、今回適用をさせていただいたところである。

- 5 冷媒というのは、エアコン等に使用する熱を移動させるためのガスのことであって、室内機と室外機をつなぐ配管の中を循環しているものである。新冷媒については、旧冷媒に比べて、地球温暖化への影響が3分の1と、地球に優しいものとなっている。また、熱伝導率が大きく、非常に効率的なものである。また、成分が单一のため、扱いがしやすく、ガスの追加充填が可能であり、メンテナンス性も非常に高いものとなっている。また、毒性もなく、安全性も高いものであり、オゾン層の破壊の心配が全くないという特質を持っているものである。その一方で、デメリットであるが、多少微燃性があるため、今回遮断弁等の安全装置を追加で発注しているものである。

逢澤委員

- 1 107号であるが、対象法人が12,000社と言っていたが、ここ数年、この法人数の推移はどうなのか。また、どのような業種が多いのか。
- 2 超過課税のトップが1億2,000万円、5位で4,000万円ということであった。例えば、5位の4,000万円の超過課税額の法人であるが、こちらだと法人二税が大体、幾らぐらい支払われているのか、納税されているのかお伺いする。
- 3 110号であるが、残りの工期が2か月以上でインフレスライドが適用可能ということであったが、まだ工期が令和9年の1月末までということで1年以上あるが、今後もこの物価上昇などの情勢が続いた場合、再度このスライド条項を適用することが可能なのか伺う。
- 4 111号であるが、温暖化対策ということで新冷媒をということであったが、見積もったときから大分良くなるのは分かるが、旧冷媒のまま進めても、10年前、20年前のものを使っている訳ではないから、これだけお金をかけるのだったら、1個前のものでもいいのではないかと思うが、その辺いかがか。

税務課長

- 1 過去5年間の状況であるが、大体11,000社から12,000社程度で推移しており、法人数全体の割合も7%から7.5%で推移している状況である。主な業種として挙げられるのは、まず、卸・小売業、2番目としてサービス業、3番目で建設業である。前回の延長時、5年前であるが、そのときも同様にこの3業種が上位を占めており、構成比においても大きな変化は見られないという状況である。
- 2 法人二税なので法人県民税と法人事業税、これを合計した金額で約8億7,000万円となる。

施設課長

- 3 インフレスライド条項について、同一の工事契約において再度適用することは可能である。そのため、今後受注者から再度の請求があった場合は、速やかに適宜説明し、協議を進めさせていただきたいと考えている。最近の傾向として、上昇傾向にある資材価格や労務単価の動向に注意しつつ、本工事に限らず、施工者からの各種スライド条項の

請求があった場合には、速やかに対応することを考えている。

- 4 令和7年4月から、フロン排出抑制法等の影響により、旧冷媒使用機種が、メーカー側から販売をしない、できないこととなっている。今回の契約期間が令和6年10月24日からであったので、令和6年10月から7年の3月までに発注すればという話もあるが、工程上は、製品の納品が令和8年1月を予定している。8年に納品を予定しているということは、7年3月だと、かなり前に納品をすることになる。そうすると、これは空調メーカーの方に聞いたのだが、品質の問題があるそうで、ずっと使わないまま置いておくと、動かしたときに故障の原因に間違いなくなるという話と、保管上の問題もあったので、今回は新冷媒の方で対応させていただいたところである。

逢澤委員

- 1 107号であるが、東京都とか大阪府の超過課税は2%と聞いている。また、法人事業税、法人県民税ではない方にも超過課税がかかっている。東京とか大阪というのは、特に超優良企業に対して、税金を埼玉より大分もらっていると思うが、資本金1億円以上の大きい企業とかがそれでも多い訳であるが、例えば、超過税率を取らないで、そうしたら、さっきの法人二税が4,000万のところで8億7,000万ということであるが、例えばこの規模のところが5社あれば、単年度で40数億だから、多分超過税額分がペイできる訳である。だから、ある意味この超過課税額をなくして企業誘致につなげてみると、それは総務部だから産業労働部とは少し違うのかもしれないが、そういったことも府内で検討する一つにはならないのかなというふうに思う。この企業誘致のインセンティブとして働くことについての見解というのが、少し答えづらいかもしれないが、お伺いしたいと思う。
- 2 110号について、変更内容で6,614万の増額とあるが、具体的にどのようなものが増加しているのかお答えいただきたい。

税務課長

- 1 委員指摘のとおり、税率が他県よりも低いということについては、企業にとって、本県への進出の一つのファクターになり得るものと考えられる。なお、経済産業省が令和6年に実施した工場立地動向調査によると、企業が立地先を選択する上で重要視しているのは、税負担の軽減など、自治体からの助成だけではなくて、立地条件とか、あと労働力、人材の確保といった様々な要素がある。一方で、税率を引き下げるということは、その分の歳入確保ができなくなるということになるので、行政需要への迅速かつ的確な対応が困難になってしまうというデメリットもあって、今回これらを総合的に勘案して、確実な税収確保につながる超過課税の延長をお願いしたところである。

施設課長

- 2 内訳としては、労務費の増加によるものが約1,321万円、パーセンテージで言うと約20%、資材高騰によるものが約80%の約5,293万円を占めている。特に、この資材高騰で最も大きかったものがコンクリートである。これが約5,200万円のうち約1,900万円の増額となっている。1立方メートル当たりの単価が17,300円から20,100円まで上がっているので、資材の中ではコンクリートが34%余りを占めている状況である。

深谷委員

110号議案の資料3と111号議案の資料4に関わることであるが、今回変更ということで、これまでこういった議案が出てきているわけであるが、そもそも予定価格5億円以上の契約について、議会の議決を得るということが、地方自治法上もそうだし、条例でも定められている部分だと思うが、昨今のこの社会情勢とか資材の高騰とか人件費の高騰であるとか、あと今回出てきている議案もそうだが、インフレスライドであるとか、非常にこの現場というか、この工事自体も議会の議決を経なければいけないから、工期の問題とか業者もこの議決がないと動けないとか、これだけいろいろなものが、建設費が高騰している中で、議決を得るのもそうだし、5億円以上になってしまふことが結構多いと思うし、変更がかかったときも、こういう議案として出てこなくてはいけないということで、それに対して現場の影響というか、地方自治法と条例で決まっていることだから、これをちゃんとまた我々も適切に審査することは大事だと思うが、5億円と決まっていることで、例えば発注においても5億円以下で分割して発注するとか、5億円以上になると皆さんの事務負担も増えるという、さっき言った工程とかに影響が出たりとかという課題もあるのではないかというふうに思っているが、決められていることだから、なかなか、お答えは難しいかもしれないが、昨今の社会情勢を踏まえてこの5億円という部分について、総務部の受け止めはいかがか。

入札課長

5億円というのが条例で決まっているということで、基本的にはこれが前提となるが、委員指摘のとおり、県内企業の受注機会の確保という観点もあるので、5億円を目途に分割するというやり方も、必要な部分もあるかなと思っている。それで、他県の状況を見てみると、ほとんどが国の自治法の基準に沿って定めているので、この関係については、なかなか埼玉県において別の基準を作るというのは簡単なことではないかなと受け止めている。

深谷委員

後段でお話ししたが、5億を超えてることで議決を経なければいけないとか、事務負担が増えるからということで、分割して何かそういう影響は実際あるのか。もう一度伺う。

入札課長

基本的には一つの目途になっていると思うが、5億円だからということで、金額を基に分割をしているものではなくて、個々の事業において、適切な分割の仕方を勘案した上で、分割をしているものと考えている。

城下委員

1 111号の空調設備工事であるが、変更理由の中でフロン排出抑制法に基づいて、新たな環境基準に適合させるための増額ということだが、先ほどの答弁であると、地球環境に優しい機器でオゾン層破壊もないというような説明をいただいたので、ある意味こういった部分については、国の何らかの財政支援のメニューがあるのかどうなのか、その点をお答えいただきたいというふうに思う。

2 110号と111号であるが、それぞれインフレスライド条項にのつった増額ということで、先ほどの質疑の答弁の中でも、今後増額まだまだ、あり得るというような、条件を満たせばという説明だったが、インフレスライドによる増額部分への何らかの国

の支援、補助金みたいなものがあるのかどうなのか。

施設課長

- 1 基本的に警察署の庁舎に関しては、警察法第37条第3項及び警察法施行令第3条第1項の規定によって、都道府県警察施設整備費補助金の交付は受けている。今回の（仮称）川口北警察署の庁舎新築工事及び空調設備工事についても、国庫補助金の対象工事にはなっている。
- 2 今回のインフレスライド条項適用による増額変更によって、国庫補助金の追加交付については、結論からいうと追加交付を受けることはできない。というのは、警察署庁舎建設費に出している国庫補助金の考え方であるが、国の基準によって算定した所要額の10分の5を国が補助するとされており、契約金額の10分の5を補助するものではないということであるので、当該変更契約によって契約金額を増額したとしても、国庫補助金の追加交付を申請することはできないこととなっている。

城下委員

- 1 そうすると県の負担になるのだと思うが、私が最初に聞いた部分では、いわゆるその警察に関わる交付金のみではなく、新たな環境基準にのっとった機器の変更なので、環境関係の交付メニューがあるのかどうなのか。その辺は調査されたのかどうか、お答えいただきたいというふうに思う。
- 2 埼玉県単独で、この物価高騰の全てを賄うというのはとても難しい、大変な部分だというふうに思うが、県として、国の方にインフレ部分の増額については、何らかの要望なりをされているのかどうなのか。今後も増える傾向にある訳なので、その点いかがか。

施設課長

- 1 国の環境関係の補助金については、特段調査はしていない。
- 2 今まで考えがなかったため、国に対する要望というのは今後、県の部局と相談しながら、調査していきたいと思う。

【付託議案に対する討論】

なし